

令和 7 年第 2 回議会定例会

行 政 報 告

令和 7 年 6 月 1 0 日

令和 7 年 第 2 回定例会（6 月議会） 行政報告

令和 7 年 6 月 1 0 日

議会議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、令和 7 年第 2 回南山城村議会定例会をお願い申し上げましたところ、村議会議員の皆様には公私大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、平素から南山城村行政の推進に何かとご理解とご尽力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして、心から厚く御礼申し上げます。

令和 7 年第 2 回議会定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

1 点目は、産地生産基盤パワーアップ事業を活用した、産地の生産基盤の強化として、企業誘致事業を進めてまいりましたが、共栄製茶株式会社様の碾茶工場の建設が、無事完了いたしました。4 月には、工場の試験運転等が行われ、5 月 1 日より本格的に操業を開始されました。

つきましては、施設内覧会を来る 6 月 2 0 日、2 1 日の両日で、いずれも、午後 1 時 30 分から午後 4 時までの間で、実施されると

伺っております。

議員のみなさまにもご案内が、届いているかと思いますが、お時間の許す範囲で、施設見学にご参加いただければと思います。

今回の共栄製茶株式会社 様の製茶工場の稼働に伴い、てん茶の生産基盤が強化され、適期摘採による茶葉の高品質化の向上が、期待されております。

これにより品質の高いお茶の生産地としてのブランド力の向上と 南山城村産のお茶に対するイメージアップが、更に図られるものと期待しております。

今後も、南山城村のお茶の販路の拡大、高付加価値による収益性の向上を図るため、茶業振興に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目ですが、令和6年度のふるさと納税の状況でございます。

寄附拡大に向けた取組みとして、新たなふるさと納税サイトの追加や、道の駅等の村内の事業所で、直接ご寄附いただく、新しいふるさと納税の方法である「現地型ふるさと納税」の導入など、受付方法の拡大、寄附者の利便性向上を図る取組や、魅力ある返礼品の開発推進など、努力してまいりました。寄附件数は、個人版で

741件、寄附額は11,925千円となりました。

引き続き、より多くの方にふるさと納税していただけるよう、取り組んでまいります。

また、企業版では 8 社の事業者様より、210 万円のご寄附をいただき、ご賛同いただいた事業に活用させていただいております。

3 点目は、伊賀市・名張市及び笠置町との 4 市町村によるごみ処理広域化検討協議会の取組状況について、ご報告させていただきます。

過日、3 月 25 日、第 3 回伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会が、伊賀市さくらリサイクルセンターにおいて、開催されました。会議では、各市町村で進む人口減少中で、ごみの分別や再資源化の促進によるごみの排出量の減少見込や、中間処理施設の性能を決めるために、不可欠な「ごみ質の統一」について、検討の結果について報告され、これらの検討結果を踏まえた、各市町村のごみの排出削減目標についても、示されたところです。

また、基礎データから推計されたごみ分析データをもとに、一般廃棄物中間処理施設の「規模（処理量）」や「処理方式」の検討に必要な基本的な性能仕様が示され、これをもとに施設の能力等を踏まえた、プラントメーカーに対するアンケート調査（いわゆる市場

調査）を実施していくことになりました。

来る 7 月 14 日に開催予定の第 4 回基本構想検討委員会では、プラントメーカーに対するアンケート調査を実施した結果をもとに、事業方式、処理方式の視点から、比較評価により、施設整備方法など、ごみ処理の広域化に係る基本構想の根幹となる基本的な方向性について、具体的に議論をすることになっております。

4 点目になりますが、一昨年の 6 月に府道 8 2 号 上野南山城線において、大雨により、大規模な法面の崩落が発生し、約 2 年間の長期にわたり通行止めとなりました。

特に、田山地区、高尾地区の方には、日常生活にご不便をおかけしておりましたが、安全対策工事も進み、ようやく通行止めの解除が予定されております。予定では、6 月 1 1 日午前 1 0 時から全面通行止めが解除され、通行可能になると、京都府 様より、ご連絡をいただいているところです。

最後に、5 月末で、令和 6 年度の一般会計の出納閉鎖となりました。それを踏まえて、村の財政状況について、少し触れさせていただきたいと思います。

令和 7 年度、当初予算については、予算要求時点で、事業の精査

を行い、必要とされる事業に、更に優先順位をつけ、やむを得ず執行時期や規模を後年度以降に、先送りするなどの検討した結果においても、なお、財源確保が困難なことから、過去最大規模となる３億４千万円を超える、財政調整基金の取り崩しを行い、予算編成を行わざるを得ない状況となっております。

特に、今年度は、これまで抑制されてきた人件費の改定や、国が主導する自治体標準化システムへの移行及び運用経費の増大などにより、歳出経費が膨らむなど、財政的に非常に厳しい状況です。

国が、これらの経費の支出負担増に係る財源補填いただけるのか、先が見えません。

このため、村独自の事業など、国等から交付金や補助金の財源のない、また過疎債等の有利な起債により、後年度において交付税算入の見込めない事業については、見送りせざるを得ないと考えております。

幸いにして、先の５月に開催いただきました臨時議会において、高齢者福祉施設（特養施設）の誘致するにあたり、村有財産として保有する土地を１億３千万円でご購入いただいたことにより、繰入額の減額を行い、財政調整基金の取り崩し額を減額させていただいたところですが、財政上は、まだまだひっ迫した状況が、続いております。

特に、懸案事項となっております庁舎移転については、行政サービスを維持継続する観点から、防災上、有事の際の防災拠点施設として、機能できる庁舎整備の早期実現を目指し、鋭意、取り組んでいるところであります。

しかしながら、現時点では、庁舎移転建設に必要な財源確保するための、庁舎整備基金の積立は、非常に困難を極めると、言わざるを得ない状況であり、先の臨時議会でもご質問にもありましたが、土地売却代金を庁舎建設に係る基金積立金として、計上したいところではあります。現状では、そのような余力がないのが、実情でございます。

以上で、第2回定例会開催にあたりましての行政報告とさせていただきます。